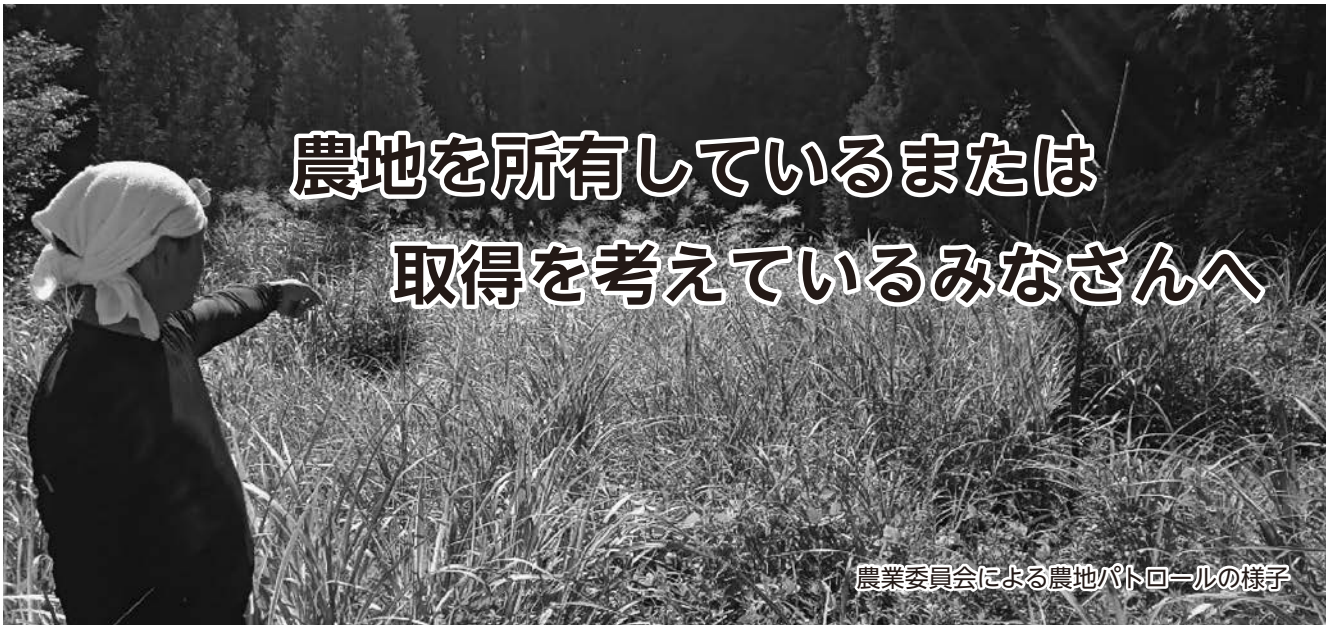


◆農地を適正に利用管理しましょう

農業委員会では、毎年農地パトロール（現地調査）を実施しています。調査の結果、農地が適正に管理されていない場合には、所有者に意向調査を実施します。自ら耕作をすると回答したにもかかわらず６ヵ月を過ぎても適切に管理がされていない場合には、農地中間管理機構との協議を勧告する場合があります。勧告された場合、当該農地の固定資産税額は1.8倍となるため、農地を所有しているみなさんは自分が所有する農地を確認し、適切な管理に努めましょう。

◆農業委員会の許可が必要です

○新たに耕作するために、農地を売買・贈与・賃貸借する場合（3条）
※相続の場合は届出となります。
○農地を、農地以外の目的に利用（農地転用）する場合（4条、5条）
例：家を建てる、太陽光パネルを設置する、駐車場にする等
※農地を自己転用する場合（4条）、農地転用するために貸借・売買をする場合（5条）
※農地転用したくてもできない、農地の場所などによっては許可されない場合があります。まずは事前に農業委員会事務局にご相談ください。

◆令和７年度許可実績

農地法第 3 条：97 件　　第 4 条：28 件　　第 5 条：131 件

◆無断転用等をしないようにしましょう

農地は住宅敷地等とは異なり、農地法で厳しい規制が設けられています。そのため、農業委員会からの許可なく、勝手に農地の売買・転用をしてはいけません。許可を受けなかった場合や、許可条件（申請目的）どおりでない場合等には、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令が出されることがあります。これに従わない場合は、3年以下の懲役または300万円以下（法人にあっては１億円以下）の罰金になります。

◆農業者のみなさんへ　～農業者年金に加入しませんか～

農業者年金は、農業従事者のための年金です。自分が積み立てた保険料と、その運用実績により将来受け取る年金額が事後的に決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。

自分で積み立てるため、加入者・受給者の数に影響されず、少子高齢化時代でも安心できる制度です。

以下３つの要件を満たせばだれでも加入できます。

①年間60日以上農業に従事

②国民年金第１号被保険者

③20歳以上60歳未満の人

なお、脱退は自由です。脱退一時金は支払われませんが、それまでに支払った額は将来年金として支給されます。また、公的な年金制度ですので、支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。

農業者年金の加入についてのご相談は、農業委員会事務局までお問い合わせください。

問　郡上市農業委員会事務局（農水畜産課内）　または各振興事務所　　67-1835

岐阜地方法務局からのお知らせ



不動産登録推進イメージキャラクター「トウキツネ」

■不動産の相続登記が義務化されました！

「所有者不明土地」の解消に向けて、不動産の相続登記が義務化されました。相続によって不動産を取得した相続人は、相続したことを知った日から3年以内に相続登記をする必要があります（既に発生している過去の相続も義務化の対象です）。正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

なお、不動産の価額が100万円以下の土地は、令和9年3月末日まで登録免許税が課されません。

問　岐阜地方法務局八幡支局　67-1411

法務省
ホームページ

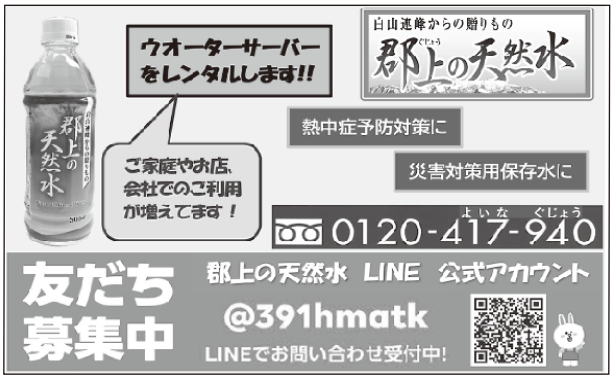
広告

旬の料理を囲んで ご歓談



友人同士の集まりや同窓会、祝賀会、法要など、様々なご宴会に対応いたします。
お気軽にご相談ください。

郡上八幡　ホテル
積翠園
(0575)65-3101





10月31日（土）～
11月29日（日）

株式会社 郡上電気
八幡町小野３丁目
☎0575-65-2378
電気のお困りごと
何でもご相談ください
★社員募集中★

